一 般 競 争 入 札 公 告

下記のとおり一般競争入札をおこないますので、長野県住宅供給公社の契約に関する要綱第５条の規定により公告します。

平成25年12月3日

長野県住宅供給公社
理事長　和田 恭良

記

１　工事（業務）の概要及び発注担当部（所）

（１）工事（業務）名　平成25年度 県職員宿舎（長野） 今井職員宿舎A棟給湯器改修工事

（２）工事（業務）箇所　長野市川中島町今井原

（３）工事（業務）内容
・既存給湯器老朽化のため取替えを行う。
・ガス機器の設置基準及び実務指針より対象となる住戸は排気筒延長工事を行う。

（４）工事（委託）期間　平成26年3月20日

（５）発注担当部（所）　長野県住宅供給公社 事業部 建築課
電話 026-227-4322

２　一般競争に参加する者に必要な資格に関する事項

　次に掲げる要件を満たしている者で、長野県住宅供給公社（以下「公社」という。）の資格の確認を受けられる者であること。

（１）参加資格要件

①	地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しないこと。	
②	建設業法第２８条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。	
③	長野県建設工事入札参加資格を有する者であること。	
④	建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領第１の規定による入札参加停止措置を受けていないこと。	
⑤	有効な経営事項審査を有している者であること。	
⑥	建設業区分要件	なし
⑦	業種	管工事
⑧	資格総合数値	715点以上
⑨	同種工事（業務）の実績又は専門性の有無に関する要件	改修工事の施工実績を有していること。
⑩	営業所の所在地に関する要件	長野又は、北信地方事務所管内に本店を有する者。
⑪	その他	

３　競争参加資格等の確認手続き

（１）本競争入札の参加希望者は、３の(４)に掲げる期間に一般競争参加資格確認申請書及び資料（以下「申請書等いう。）を期限までに提出し、公社の一般競争参加資格等の確認を受けなければならない。

（２）申請等の提出は次のとおりとする。

ア　申請する申請書及び資料は様式１から様式３までによるもののほか、建設工事入札参加資格の通知の写し、及び契約予定日の１年７月前の日の直後の営業年度終了の日の「経営事項審査結果通知書」、「総合評定値通知書」又は「経営規模等評価結果通知書及び経営状況分析結果通知書」の写しを添付すること。

イ　申請書等は持参によるものに限り受付ける。

ウ　提出部数は、正本１部とする。

エ　確認結果通知返送用の郵便封筒にあて先を記入し、返送用切手を添付し提出すること。

（３）資料の内容は、次のとおりとする。

ア　一般競争入札公告２(１)⑨、１１(１)イに掲げる要件に該当する同種又は類似工事（業務）（一般競争入札公告１(３)の概要に記載する工種（業種）及び内容の全部又は一部を含む工事（業務））の施工実績を記載すること。なお、実績として記載した工事（業務）の契約書の写し又は既に契約書を処分したものについては実績を有することを証するその他の書類の写しを添付すること。

（4）申請書等の受付期間（土曜日、日曜日、祝日を除く。）及び場所は、次のとおりとする。なお、申請書の記載内容等の審査は、後日発注担当部（所）で行うものとし、受付場所においてはヒヤリングは行わない。（発注担当部（所）において受け付けた場合を除く。）

ア　受付期間　　平成25年12月9日　から 平成25年12月12日　まで

イ　受付時間　　午前9時から午後4時まで

ウ　受付場所　　長野県住宅供給公社 事業部 建築課　電話 026-227-4322

（5）その他

ア　申請書等の作成及び提出にかかる費用は、提出者の負担とする。

イ　提出された申請書等は、提出者に無断で一般競争入札参加資格等の確認以外の目的に使用しない。

ウ　提出された申請書等は返却しないものとする。

エ　申請に関する問合せ先は、発注担当部（所）とする。

４　確認結果の通知

（1）確認結果は、平成25年12月16日付け郵送で申請者に通知する。

（2）都合により、(1)の通知予定日を変更する場合は、その旨を申請者に連絡する。

５　一般競争入札参加資格等がないと認められた者に対する理由の説明

（1）一般競争入札参加資格等がないと認められた者は、公社に対してその理由の説明を求めることができる。

（2）(1)の説明を求める場合には、書面により次のとおり受付けるものとする。

ア　本書面は、４(1)の確認結果通知日の翌日から７日以内に提出するものとする。

イ　受付場所は、発注担当部（所）とする。

ウ　書面は持参又は郵送によるものとする。

（3）発注担当部（所）は説明を求められた者に対し、入札日の前日までに書面により回答するものとする。

６　入札及び開札執行の日時及び場所

（1）入札及び開札の日時及び場所は次のとおりとする。

ア　入札日時　　平成25年12月26日　10時40分

イ　入札場所　　長野市南県町1003－1

長野県住宅供給公社　１階会議室

（2）開札は入札終了後、入札会場で行う。

（３）留意事項

ア　一般競争入札参加資格等があることが確認された旨の通知書（４で通知した書面）の写しを、入札時に持参すること。

イ　工事（業務）費内訳書（閲覧に供する金抜き設計書の内訳書表紙及び本工事（業務）費内訳書に単価、金額を記載）１部を入札時に提出すること。工事（業務）費内訳書の表紙には日付、発注者名、工事（業務）箇所、商号又は名称、住所、代表者名を記載のうえ、代表者印を押印すること。なお、入札に際し、工事（業務）費内訳書を提出されない場合は入札に参加できません。（入札辞退届提出）また、提出された工事（業務）費内訳書が未記入であったり内訳書価格と入札書価格の差が１万円以上である等の不備がある場合は、入札書を無効とする場合があります。

ウ　代理人をして入札する場合は、委任状を入札時に提出すること。

７　設計図書等

（１）設計書（金抜き）、設計図面、仕様書、現場説明書、条件明示書、各種計算書等（以下「設計図書等」という。）は公社ホームページに掲示するほか、閲覧に供する。

ア　**閲覧期間・日時は、土曜日、日曜日、祝日を除く次の期間とする。**

閲覧期間　**平成25年12月3日**　から **平成25年12月12日**　まで

閲覧時間　**午前9時から午後4時まで**

イ　**閲覧場所は、３（４）ウによる受付場所とする。**

（２）設計図書等に対する質問がある場合には、書面（別紙）により次のとおり受付けるものとする。

ア　本書面は４（１）の確認結果通知日の翌日から７日以内に提出することとする。

イ　受付場所は、発注担当部（所）とする。

ウ　書面は持参又は郵送によるものとする。

（３）（２）の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供するものとする。

ア　**回答書閲覧日時は、土曜日、日曜日、祝日を除く次の期間とする。**

閲覧期間　**平成25年12月17日**　から **平成25年12月26日**　まで

閲覧時間　**午前9時から午後4時まで**

イ　閲覧場所は、発注担当部（所）とする。

８　入札の執行

（１）入札は、本人又は代理人が出席して行うものとする。

（２）入札日において、本公告に示した入札に参加するものに必要な資格を満たしている者以外の者の入札は認めない。

（３）この公告に示す入札日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

（４）落札価格の決定に当っては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満端数があるときには、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総額１０５分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

（５）一度入札した入札書を書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

（６）入札回数は、２回を限度とする。なお、第２回の入札で落札者がいない場合は、第２回の入札における最低入札金額の者と随意契約とするものとし、この場合の見積回数は２回を限度とする。

（７）落札とすべき同額の入札をした者が２人以上いるときは、直ちに当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札者はくじを辞退することはできない。

（８）入札に参加する資格があると確認された者は、入札執行の完了に至るまでは、(７)のくじ引きの場合を除きいつでも、入札を辞退することができる。

９　低入札価格調査制度の適用

本入札においては、一般競争入札に係る低入札価格調査制度事務処理要領による調査基準価格等を設定している。

10　落札決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、公社が、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者の当該入札価格によってはその者により当該工事（業務）の履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあって著しく不適当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格以下をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とするものとする。

11　入札保証金

入札保証金を必要とする。

（１）入札参加者は、入札執行前に見積もった総額（入札書に記載する金額ではないので注意すること。）の１００分５以上（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額）の入札保証金を現金で納付しなければならない。なお、国債、地方債その他の公社が確実と認める担保提供をもって、入札保証金の納付に代えることができる。（見積もった総額に対して、納付した入札保証金の額が１００分の５に満たないときは、開札前に不足する入札保証金に相当する額を納付しないとその入札は無効となる。）ただし、次のアからウまでのいずれかに該当するときには、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

ア　入札参加者が保険会社との間に、公社を被保険者とする入札保証契約を締結し、当該保証保険契約書を、公社に提供して確認を得たとき。

イ　入札参加者が、過去２年間に公社、国、都道府県又は市町村と、１(３)の規定の概要に示す種類及び規模をほぼ同じくする契約を２回以上誠実に履行した実績を有する者で、かつ、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと公社が認めたとき。

ウ　前２号に掲げるもののほか、前号に準ずるものであって、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと公社が認めたとき。

（２）入札保証金の全部又は一部の納付を免除された落札者が契約を締結しないときは、納付させないとした金額（落札決定額の１００分の５（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた額）に相当する金額を徴収する。

（３）入札保証金は、落札者が決定したとき直ちに、還付するものとする。ただし、落札者に対しては、契約を締結した後これを還付し、又は契約保証金の納付に振り替えることができるものとする。

12　契約書（案）、及び入札心得並びに低入札価格調査制度事務処理要領の閲覧

公社は契約書（案）、公社が定める入札心得（以下「入札心得」という。）並びに公社が定める低入札価格調査制度事務処理要領は、公社ホームページに掲示するほか、３(４)ウによる受付場所において７(１)アの期間に閲覧に供する。

13　契約の時期

本件契約については、１０により落札者が決定した日より５日以内に契約するものとする。

14　支払条件等

支払い条件は次によるものとする。

（１）前払いは、行わない。

（２）部分払いは、契約書（案）に記載する回数の範囲内で部分払いをする。

15　契約保証金の納付

落札者は、契約の締結と同時に建設工事請負契約書（案）第４条の規定による保証を付さなければならない。ただし、債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結の場合においては、履行保証保険契約締結後、直ちにその保険証券を公社に寄託しなければならない。

16　火災保険等付保の要否

（１）落札者は工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。）等を火災保険等、建設工事保険その他保険（これに準ずるものを含む。）に付さなければならない。

（２）(１)の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに公社に提示しなければならない。

（３）工事目的物及び工事材料等をの(１)の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を公社に通知しなければならない。

17　入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

（１）公告に示した一般競争入札に参加する者に必要な資格のない者の入札した入札書

（２）虚偽の申請を行った者の入札した入札書

（３）参加資格等があると確認された者であって、確認後、指名停止の措置を受け、入札時点において指名停止中である者等、２に掲げる要件を欠いた者の入札した入札書

（４）入札保証金の納付義務を履行していない者の入札した入札書

（５）同一人がした２通以上の入札書

（６）入札参加者が協定して入札した入札書

（７）金額を訂正し、訂正印のない入札書

（８）記名、押印のない入札書

（９）誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書

(10) 工事（業務）費内訳書の提出を求めた工事（業務）において、工事（業務）費内訳書を提出しない者が入札した入札書、又は未記入などの不備がある工事（業務）費内訳書を提出した者が入札した入札書

(11) 上記(１)から(10)に掲げるもののほか、現場説明（現場説明書）及び入札心得において示した入札条件に違反して入札した入札書

18　その他

（１）一般競争入札実施要領　第２（対象工事等）の項目については適用しないものとする。

（２）入札参加者は、入札心得を遵守しなければならない。

（３）入札参加者は、契約書（案）を十分了知すること。

（４）入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等関係法令等に違反する行為を行ってはならない。

（５）本公告に係る「申請書」「資料」「工事（業務）費内訳書」「入札書」等は、日本語で記載しなければならない。

（６）本手続きにおいて使用する通貨は日本国通貨に限る。

（７）その他詳細については、発注担当部（所）に照会のこと。

様式１

一 般 競 争 参 加 資 格 等 確 認 申 請 書

平成　　年　　月　　日

長野県住宅供給公社
理事長　和田 恭良　様

申 請 者　住　　　　　　　所
商 号 又 は 名 称
代 表 者 氏 名　　　　　　　　　　　　　印
（権限を有する営業所長等が
提出する場合は当該所長の氏名）
担 当 者 氏 名　　　　　　　　　　　　　印
電 話 番 号
ＦＡＸ番号

下記により公告のあった工事（業務）に係る一般競争入札に参加する資格について確認されたく、一般競争参加資格等確認資料を添えて申請します。
なお、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第１６７条の４に該当しない者であること、及び本申請に係る記載が真実と相違ないことを誓約します。

記

公告日	平成25年12月3日		
工事（業務）名	平成25年度 県職員宿舎（長野）　今井職員宿舎A棟給湯器改修工事		
下請業者を活用する場合の考え方			
建設工事に係る労働災害による死亡者数及び休業８日以上の負傷者数（提出日の直近２年間）	労働災害死亡事故 発生件数　　件 死亡者数　　件	休業８日以上の負傷者が生じた 事故件数　　件 負傷者数　　件	工事安全成績の度数率 度数率算定の内訳 （国土交通省地方建設局へ入札参加資格申請を行っている者は、当該申請に記載した上記の度数率・算定の内訳を記載すること。）

様式２

同 種 ・ 類 似 工 事 （ 業 務 ） の 実 績

会社名：

項目　　　　　　　　NO		1	2	3
工事（業務）名称等	工事（業務）名			
	発注機関			
	施工場所			
	契約金額			
	工事（委託）期間			
	受注形態等			
諸元等	構造規模・寸法			
	構造形式			
	基礎形式			
	資材機材・数量			
	設計条件他			
技術的特記事項				

様式３

配置予定技術者の資格・経験

会社名：

項目・氏名				
最終学歴				
法令による免許				
工事（業務）経験	工事（業務）名			
	発注機関			
	施工場所			
	契約金額			
	工事（委託）期間			
	従事役職			
	工事（業務）名			
	発注機関			
	施工場所			
	契約金額			
	工事（委託）期間			
	従事役職			
	工事（業務）名			
	発注機関			
	施工場所			
	契約金額			
	工事（委託）期間			
	従事役職			

別紙

質　　問　　書

提出日：平成　　年　　月　　日

発注部（所）	長野県住宅供給公社 事業部 建築課	
公告日	平成25年12月3日	
工事（業務）名	平成25年度 県職員宿舎（長野） 今井職員宿舎A棟給湯器改修工事	
工事（業務）箇所	長野市川中島町今井原	
質問書提出者	住　　所	
	商号又は名称	
	電話・ＦＡＸ	
	担当者所属・氏名	
質問内容		

回　　答	

特 記 仕 様 書

1．工　　事　　名　　平成25年度　県職員宿舎（長野）今井職員宿舎A棟給湯器改修工事

2．工　事　場　所　　長野市川中島町今井原

3．工　事　概　要　　・既存給湯器老朽化のため取替えを行う。
　　・ガス機器の設置基準及び実務指針より対象となる住戸は排気筒延長工事を行う。

4．仕　　様　　書
（イ）　特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、公共住宅事業者等連絡協議会編集「公共住宅建設工事共通仕様書」最新版及び「公共住宅改修工事共通仕様書」最新版並びに国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築、電気設備、機械設備各工事編）」最新版による。
（ロ）　工事で設置する足場については、「公共住宅建設工事共通仕様書（最新版）」の総則編 1.3.1足場、その他の2に規定されている「手すり先行工法等に関するガイドライン」（厚生労働省平成21年4月）の「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、同ガイドラインの「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の⑵ 手すり据置き方式又は⑶手すり先行専用足場方式により行うこと。
（ハ）　設計図書のくい違い、不明箇所等は入札に先立ち所定の期間に質疑し、回答を受けるものとする。なお入札後に生じた疑義については公社係員と協議し施工すること。
（ニ）　本工事における設計図書の優先は、①現場説明書（補足訂正、質疑応答を含む）、②特記仕様書、③設計図、④工事共通仕様書とする。
（ホ）　工事の施工が原因で補償する瑕疵は請負者で負担すること。

5．施 工 上 の 注 意
（イ）　工事にあたっては事前に公社係員、監理員、管理人、入居者等に作業内容、施工時期等を説明し、協力を得ること。
（ロ）　工事中は各工事ごと十分な養生をおこなって、常に現場内の整理・整頓をおこなうこと。
（ハ）　工事中、工事箇所以外の不良箇所を発見した場合は、公社係員に報告し別途協議すること。
（ニ）　工事完成時は現場内外の後片付け、清掃を入念におこなうこと。
（ホ）　工事中は入居者及び団地外の人の安全に十分注意すること。
（ヘ）　暴力団関係者等による被害を受けた場合は、速やかに警察に被害届を提出すること。

6．仕 様 材 等 承 認
（イ）　工事の実施に先立ち使用材の承認申請、施工計画等を作成し公社係員の承認を得ること。

7．書 類 及 び 報 告 書
（イ）　工事の竣工検査完了後、試験成績表・保証書・出荷証明書・報告書・完成図等をＡ４版にファイルして提出すること。
（ロ）　写真は、工事名・撮影対象物・日時等を写し込み、必要事項を記入のうえ竣工写真と合わせて工事用アルバム（Ａ４版）に整理し、書類等と併せて提出する。なお撮影箇所・時期は、工事着手前・災害事故発生時・工事施工中（隠ぺい部分その他公社係員の指示する箇所）とし、写真はカラーサービス版とする。

8．発 生 材 の 処 分
（イ）　発生材の処分は、市町村指定の産業廃棄物処理場で行うこと。
（ロ）　産業廃棄物の取扱いについて
(a)　廃棄物の処理にあたっては、請負者が自ら処理するときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４７年法律第１３７号以下「廃棄物処理法」という。）に基づき、自ら廃棄物の収集・運搬をして、自社の処理場へ処分するか、又は知事の許可を取得している処分業者の処理場へ処分を委託すること。
(b)　廃棄物の処理を下請人に委託するときは、廃棄物処理法に基づく廃棄物の収集・運搬及び処分を業として、知事の許可を取得しているものに委託すること。
(c)　竣工したときは、最終処分地の案内図、処分写真マニフェスト制度に基づく最終伝票を提出すること。下請人に委託したときは、産業廃棄物処理業の知事の許可の写を提出すること。

9．施 工 の 範 囲
（イ）　各戸のPS内に設置してあるガス給湯器（リモコン共）の取替えを行う。
（ロ）　新設給湯器は既設管に接続とする。保温を復旧すること。
（ハ）　給湯器取替え台数及び給湯器仕様は下表による。

給湯器仕様表

棟番号	住宅戸数	改修台数	給湯器仕様	参考品番
Ａ棟	66 戸	49 台	PS内設置、前排気型ガス給湯器　20,24号 リモコン	RUX-A2000T-L-E RUF-VK2400SAT MC-140（リモコン）
合　計	66 戸	49 台		

（ニ）　ガス供給者による点検及び施工者による試験焚きをし、調整後に入居者に取扱い説明を行う。
（ホ）　各器具の取扱説明書及び保証書は入居者に渡し、受領書に印を押したものを公社に提出すること。

10．そ　　の　　他
（イ）　入居中の工事となるため、１戸の工事を１日以内で完了させること。
（ロ）　全戸同時の施工はできないため、工事日程について各入居者と打合せて決定すること。
（ハ）　住戸への搬入搬出には十分注意すること。（製品及び建物の破損等）
（ニ）　粉塵などの出る工事の後は住戸内だけでなく、共用部の清掃も行うこと。

付 近 見 取 図

配　置　図

長野県住宅供給公社
〒380-0836 長野市南県町1003-1
TEL 026-227-4322　FAX 227-4190

部長　技監　次・課長　調整幹　係長　係員　担当

工事名称　平成25年度　県職員宿舎（長野）今井職員宿舎A棟給湯器改修工事

図面名称　特記仕様書・案内図

縮尺

日付　2013/11

図面番号　1 / 3

○給湯器の改修及び排気筒の延長工事を行う。

610	609	608	607	606					605	604	603	602	601
511	510	509	508	507	506				505	504	503	502	501
412	411	410	409	408	407			406	405	404	403	402	401
313	312	311	310	309	308		307	306	305	304	303	302	301
211	210	209		208	207		206	205	204	203		202	201
	109	108		107	電気室		106	105	104	103		102	101

Aタイプ　給湯専用、前排気給湯器に取替え、排気筒延長（平面図参照）

Bタイプ　追焚付　パネル加工、前排気給湯器に取替えのみ

改修済み

長野県住宅供給公社
〒380-0836 長野市南県町1003-1
TEL 026-227-4322　FAX 227-4190

部長　技監　次・課長　調整幹　係長　係員　担当

工事名称　平成25年度　県職員宿舎（長野）今井職員宿舎A棟給湯器改修工事

図面名称　改修住戸

縮尺

日付　2013/11

図面番号　2 / 3

Aタイプ改修図　1/50

Aタイプ（反転）改修図　1/50

長野県住宅供給公社　〒380-0836 長野市南県町1003-1
TEL 026-227-4322　FAX 227-4190

部長	技監	次・課長	調整幹	係長	係員	担当	工事名称	平成25年度　県職員宿舎（長野）今井職員宿舎A棟給湯器改修工事		図面番号
							図面名称	改修図	縮尺 1/50　日付 2013/11	3 / 3

参考数量

平成25年度

県職員宿舎(長野)今井職員宿舎A棟給湯器改修工事

工 事 費 内 訳 書

長野県住宅供給公社

1. 工　　事　　名　　　平成25年度

県職員宿舎(長野)今井職員宿舎A棟給湯器改修工事

2. 工 事 場 所　　　長野市川中島町今井原

3. 構 造・規 模　　　A棟:RC6階　66戸(内改修済17戸)

4. 工 事 概 要　　　・既存給湯器老朽化のため取替えを行う。

・ガス機器の設置基準及び実務指針より対象となる住戸は

排気筒延長工事を行う。

工　事　価　格　　　　　　　　　　円

消費税等相当額　　　　　　　　　　円

工　　事　　費　　　　　　　　　　円

平成25年度 県職員宿舎(長野)今井職員宿舎A棟給湯器改修工事

No.	名　称	規　格	数量	単位	単価	金額	備考
	総　括　表						
Ⅰ	直接工事費						
A	A棟給湯器改修工事		1.0	式			
	Ⅰ　計						
Ⅱ	共通費						
A	共通仮設費		1.0	式			
B	現場管理費		1.0	式			
C	一般管理費		1.0	式			
	Ⅱ　計						
	工　事　価　格	直接工事費＋共通費					
Ⅲ	消費税等相当額	5%	1.0	式			
	工　事　費	工事原価＋消費税等相当額					

平成25年度　県職員宿舎（長野）今井職員宿舎A棟給湯器改修工事

A	A棟給湯器改修工事						
1	（Aタイプ）						
	ガス給湯器	PS内設置、前排気型20号 ﾘﾓｺﾝ共 材工共、保温復旧含む	1.0	台			
	設置用取付ボックス		1.0	個			
	排気アダプター	EFAL-80TNJ	1.0	個			
	KPスライド管	EFS-820NJ	1.0	本			
	ストレートトップ		1.0	本			
	排気筒取付バンド		1.0	本			
	排気筒設置工事		1.0	式			
	排気筒保温工事	ロックウール＋ステンレス	1.2	m			
	PS扉加工費		1.0	式			
	既存給湯器撤去処分		1.0	台			
	小　　　　　計						
	1　　　　　計	×18戸					

2	（Bタイプ）						
	ガス給湯器	追焚　PS内設置、前排気型24号 ﾘﾓｺﾝ共　材工共、保温復旧含む	1.0	台			
	設置用取付ボックス		1.0	個			
	追焚配管延長結び替え	EFS-820NJ	1.0	式			
	PS扉加工費		1.0	式			
	既存給湯器撤去処分		1.0	台			
	小　　　　　計						
	2　　　　　計	×31戸					
	A　　　　　計						

Ⅱ	共 通 仮 設 費						
	(率仮設費)						
	準　備　費		1.0	式			
	仮 設 建 物 費		1.0	式			
	工 事 施 設 費		1.0	式			
	環 境 安 全 費		1.0	式			
	動力用水光熱費		1.0	式			
	屋外整理清掃費		1.0	式			
	機 械 器 具 費		1.0	式			
	そ　の　他		1.0	式			
	率 仮 設 費　計						
	Ⅱ　　　計	率仮設費＋積上げ仮設費					